



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 訳者まえがき                                                                            |
| Description      | 紹介                                                                                |
| Citation         | 北大法学論集, 58(5), 296[101]-294[103]                                                  |
| Issue Date       | 2008-01-31                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/32311">https://hdl.handle.net/2115/32311</a> |
| Type             | editorial                                                                         |
| File Information | 58(5)_296-294.pdf                                                                 |



# 「現代中国における刑罰政策の発展と変革」 「中国の刑事政策システムにおける民間社会の役割の変化 ——ガバナンス理論を導きに」\*

廬 建 平  
(訳) 坂 口 一 成

## 訳者まえがき

以下に掲載するのは、廬建平・北京師範大学刑事法律科学研究院教授が、それぞれ2007年9月8日の現代中国法研究会（於愛知大学）および同月11日の体制転換と法研究会・刑事法研究・高等法政研究センター共催の研究会（於北海道大学）で行った講演（同題）の元となった論文を訳出したものである。

まず、廬教授の略歴を紹介しておこう。廬教授は文革終息後間もない1979年に社会科学系の名門である中国人民大学法律系に入学し、1983年に同大学を卒業し、その直後の1984年には公費（国家教育委員会）でフランスに留学した。1988年にはモンペリエ大学で「刑法および刑事科学」（droit pénal et sciences criminelles）博士号を取得し、帰国後浙江大学に奉職した。その後、刑事政策の領域で学界の高い評価を受け、1999年、母校の中国人民大学法学院教授に就任した。2005年からは現職の北京師範大学刑事法律科学研究院常務副院長・教

---

\* 以下は平成19年度科学研究費補助金・基盤研究（B）「中国における民間セクターをめぐる法と政治」（研究代表：鈴木賢 課題番号：19330003）の研究成果の一部である。

授・博士指導教員である。また、国際刑法学協会副事務局長・執行委員、国際犯罪学会理事、中国法学会刑法学研究会常務理事、刑事政策専門委员会主任、中国犯罪学会副会長といった刑事政策に関連する学会の要職を担っていることから、中国の刑事政策学界におけるそのプレゼンスをうかがうことができよう。2004年には中国法学会の十大傑出青年法学者に選ばれた。代表作には、『刑事政策与刑法』（中国人民公安大学出版社、2004年）がある。

次に、両報告・論文の内容および背景について簡単に説明しておく。

第1論文の「現代中国における刑罰政策の発展と変革」は、1949年の中華人民共和国（以下「中国」とする）成立以降今日に至るまでの刑事政策、とりわけ刑罰政策の歴史を①1949～70年代末までの依拠すべき法がなかった時代、②8・90年代の「厳打」（犯罪への厳しい打撃）<sup>(1)</sup>の時代、③21世紀の両極化政策の時代という3段階に区分し、その展開を鳥瞰する。こうした現代中国の刑事政策史を全体的に眺める研究は日本初のものといえよう。

読者諸氏においては、中国＝「世界一の死刑大国」というイメージが強いであろうが、統計を見る限り、近年、実は寛刑化の傾向が見られる。例えば、第1論文でも挙げられている5年以上の有期懲役・無期懲役・死刑の言渡人員の総言渡人員における比率の低下、執行猶予言渡率の上昇はその顕著な表れである。少なくとも中国内在的に見れば、従来よりも宣告刑が軽くなってきているといえよう（死刑のデータは国家機密とされ、公表されていないため、それによどのような変化が生じているのかは分からない）。それではなぜこうした変化が生じているのだろうか。この問いは、中国法研究はもとより、昨今の日本における厳罰化の動きを想起すると、日本の刑事法研究にとっても重要な意味を持っていると思われる。

そこで今回、訳者は現代中国法研究会の今年度の企画責任者を任されたことを機に、率直に以上の訳者の問題意識を伝えた上で、それをメインテーマとして廬教授に講演・執筆を依頼した。こうした問題意識によれば、第1論文の最大の意義は、今日において、「厳打」一辺倒の時代が終わりを告げ、重大な犯罪については引き続き厳しく処罰するが、軽微な犯罪については寛大に処理す

---

<sup>(1)</sup> 「厳打」の詳細については、拙稿「現代中国における「司法」の構造——厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？——（3）～（5）」北大法学論集57巻4号～6号（2006～2007年）参照。

るという方針が打ち出されるに至った背景・要因、とりわけ、具体的な統計データを示した上で、中国で宣告刑が軽くなっていることを摘示し、その背景・要因を論じている点にある。

次に、第2論文の「中国の刑事政策システムにおける民間社会の役割の変化——ガバナンス理論を導きに」は、平成19年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「中国における民間セクターをめぐる法と政治」(研究代表：鈴木賢 課題番号：19330003)の一環として、廬教授に協力を仰いだものである。

第2論文は、ガバナンス理論に立脚し、犯罪ガバナンスを、人権保障が必要となるために政治国家が独占すべき独占領域、およびそれ以外の「民間社会」(市民社会とは区別される)と政治国家が一致協力する共同ガバナンス領域に分けた上で、特に後者における政治国家と民間社会の関係のあるべき姿を考察する。そこでは、昨今の中国において、すでに実際に民間セクターが犯罪ガバナンスに参加しているという現実<sup>(2)</sup>を前提として、ガバナンス理論の知見を参考にしつつ、民間セクター参入の限界が模索されている。

凡例：〔 〕は訳者による訳注を表す。

[ ]は中国語の原語を表す。

<sup>(2)</sup> 例えば第2論文で挙げられているのは私立探偵、私設ボディーガードおよび治安請負制である。このほか両論文では「コミュニティ内矯正」[社区矯正]が挙げられている。コミュニティ内矯正とは、最高人民法院所・最高人民検察院・警察[公安]省・司法省「コミュニティ内矯正の試験的実施の展開に関する通知」(2003年7月10日)によれば、「拘禁矯正に対する行刑方式であり、コミュニティ内矯正の要件に該当する犯人をコミュニティ内で、専門の国家機関が関連する社会团体および民間組織ならびに社会のボランティアの協力の下で、判決、裁定または決定で定めた期限内、その犯罪心理および行為の悪習を矯正するとともに、その者がスムーズに社会に復帰できるように促す非拘禁の刑罰執行活動を指す」。なお、いわゆる[社区]の法的性質や実態は必ずしも明らかではないが、その言葉は“community”の訳語として用いられているため、以下ではさしあたり「コミュニティ」と訳す。